

(記 入 見 本)

支払者受付印

平成 14 年 9 月 15 日

税務署長 殿
市町村長

平成 14 年分

退職所得の受給に関する申告書

退職 所 得 申 告 書



必ずご記入下さい

退職手当等の支払者	所在地	豊中市新千里西町1丁目1番3号	受給者	氏名	住友太郎 (住友)
	名称	東西産業株式会社 受託者 住友信託銀行株式会社		現住所	大阪府豊中市本町1-1-1 〒107-8645 港区北青山2-11-3
				その年1月1日現在の住所	同上

A欄は必ずご記入下さい。

このA欄には、すべての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要はありません。)

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	平成 14 年 7 月 31 日	② 退職の区分等	一般・障害 ()	生活扶助	有・無 ()
③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	勤続期間(自) 昭和 57 年 4 月 1 日 勤続期間(至) 平成 14 年 7 月 31 日	勤続期間(年数)	21 年		

B・C・D欄は受給の状況に応じてご記入下さい。

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。 1年未満の端数は1年に切り上げて下さい。

④ 退職手当等の受給資格取得年月日	勤続期間	収入金額	所得税	市町村民税	道府県民税	支払を受けた年月日	退職の区分
1 平成 14 年 7 月 31 日	自 昭和 55 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 7 月 31 日	7,000,000 円	0 円	0 円	0 円	平成 14 年 8 月 15 日	一般障害
2 平成 14 年 7 月 31 日	自 昭和 57 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 7 月 31 日	1,000,000 円	0 円	0 円	0 円	平成 14 年 8 月 31 日	一般障害
3 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	円	円	円	円	年 月 日	一般障害
⑤ ③と④の通算勤続期間	勤続期間(自) 昭和 55 年 4 月 1 日 勤続期間(至) 平成 14 年 7 月 31 日	勤続期間(年数)		23 年			

③と④の期間のうち、最も長い期間を通算しご記入下さい

あなたが前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。 1年未満の端数は1年に切り上げて下さい。

⑥ 退職手当等の受給資格取得年月日	勤続期間	収入金額	所得税	市町村民税	道府県民税	支払を受けた年月日	退職の区分
1 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	円	円	円	円	年 月 日	一般障害
⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	勤続期間(自) 年 月 日 勤続期間(至) 年 月 日	勤続期間(年数)		年			

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年	⑩ ⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年	⑪ ⑦と⑩の通算勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年

- (注意) 1. この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合には、所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
2. Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。